

長寿医療（後期高齢者医療）制度のお知らせ

～国民健康保険の一部も変わりました～

【後期高齢者医療制度】
の通称名が
【長寿医療制度】
になりました

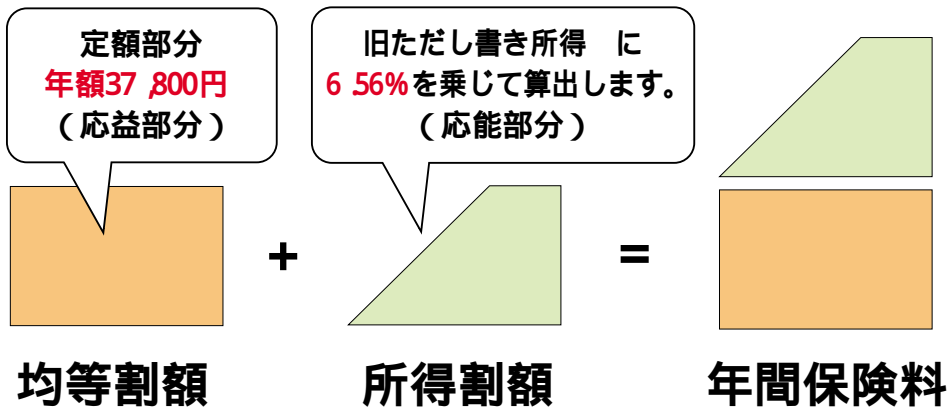
医療制度改革により、75歳以上の方へ長寿医療制度が始まってから2か月がたちました。複雑でわかりづらいというご指摘をいただいていますこの制度の保険料のしくみについてお知らせします。

被保険者

- ・東京都内に住所がある75歳以上の方
- ・寝たきりなどの一定以上の障がいのある65歳以上の方

保険料の構成

・保険料は一人ひとりにかかります。

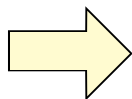


旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いた金額のことです。

保険料の納め方

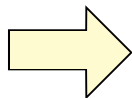
保険料は、原則年金天引きで納めていただきます。

特別徴収

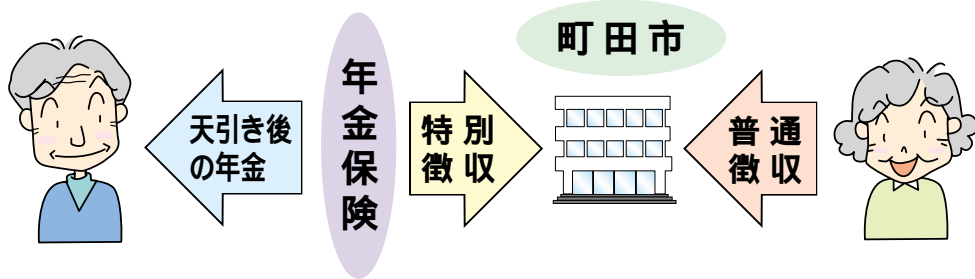


介護保険料と合わせて、保険料が年金から天引きされる対象となります。

普通徴収



特別徴収の対象にならない方は、直接町田市に納付書で納めることになります。



【低所得者の軽減措置】

所得の低い方は、保険料の均等割額が、所得の水準にあわせて、7割・5割・2割のいずれかの軽減措置が適用されます。

【被扶養者の軽減措置】

長寿医療制度の被保険者となるまで、被用者保険の被扶養者で自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日の月から2年間、保険料の均等割額が5割軽減され、所得割額も賦課されません。

低所得者の軽減措置の7割、5割の軽減に該当する方は、そちらが優先されます。

ただし、平成20年度の1年間に限り、4月から6か月間は、保険料がかかりません。10月からの半年分は均等割額1,800円のみがかかります。

【東京都独自の軽減措置】

東京都広域連合と区市町村は協力して、独自の保険料軽減対策を行います。

厚生年金の平均的な収入208万円（総所得金額等88万円）以下の方を対象に、所得割額を軽減します。

総所得金額等	減額率
48万円(年金収入168万円まで)	所得割額を全額減額
53万円(年金収入173万円まで)	所得割額を75%減額
73万円(年金収入193万円まで)	所得割額を半額減額
88万円(年金収入208万円まで)	所得割額を25%減額

総所得金額等は、330万円未満の年金収入の場合は、年金収入から120万円を差し引いた金額です。

長寿医療制度の今後の予定

保険証・保険料の通知を送付します

- 7月中旬 普通徴収の納入通知書
特別徴収開始通知書
(年間の保険料をお知らせします)
- 7月下旬 被保険者証
(自己負担割合の変わる方のみ)
- 7月下旬 限度額認定証
(対象者の方のみ)

保険料の納期と納め方

年金天引きの方(年6回)

4月 6月 8月 10月 12月 2月

納付書・口座振替の方(年8回)

7月 8月 9月 10月
11月 12月 1月 2月

10月から年金天引きに変わる方もいます
支払い方法は納入通知書でご確認下さい。

年金天引きにならない場合

☆次の方は年金からの天引きにはなりません

- ・対象となる年金が年額18万円未満の方
- ・介護保険料と長寿医療制度の保険料の合算額が対象となる年金の2分の1を超える方
- ・年度の途中で転出した方
- ・年金の差止めや担保貸付、内払調整を受けている方
- ・介護保険の住所地特例の対象となる施設に入所している方
- ・年度の途中で長寿医療制度に加入された方
(加入からしばらくの間)